## 奈良体育学会会則

- 第1章 総 則
- 第1条 本会は奈良体育学会と称する。
- 第2条 本会は体育に関する科学的研究を行い、体育学の発展をはかり、体育の実践に寄与することを目的と する。

### 第Ⅱ章 組 織

第3条 本会は前条の目的に賛同する研究者を以て組織する。

# 第Ⅲ章 会 員

- 第4条 会員の種別は次の通りとする。
  - 1. 正会員:正会員より推薦された個人で、理事会が承認したもの
  - 2. 名誉会員:本会に貢献のあった個人で、理事会が推薦し、総会の承認を受けたもの
  - 3. 賛助会員: 本会の目的に賛同する団体及び個人で、理事会で承認されたもの

# 第IV章 機関及び役員

- 第5条 本会の運営は次の機関による。
  - 1. 総会 2. 理事会
- 第6条 本会に次の役員をおく。
  - 1. 会長…1名 2. 副会長…1名 3. 理事…5名 (理事長1名を含む)
  - 4. 幹事…2名 5. 会計監査…2名

他に顧問・参与をおくことができる。

第7条 理事及び会計監査は会員による選挙によって選出する。

会長、副会長及び理事長は理事会において理事のうちから選出する。但し、本会会長・副会長は会の運営上、日本体育学会会員でなければならない。

- 第8条 会長は本会を代表して会務を統括し、総会の議長となる。
- 第9条 副会長は会長を補佐して会長事故あるときはその会務を代行する。
- 第10条 通常総会は毎年1回開催し、当日の出席会員をもって構成する。

総会は会長・副会長・理事・会計監査の承認を行うほか、理事会の提出する事項を議決する。総会は会長が召集する。

- 第11条 臨時総会は会員の1/3以上の要望があり、また理事会が必要と認めた場合に開くことができる。
- 第 12 条 理事会は理事をもって構成し、会の運営に当たる。理事長は理事会を代表し理事会の議長となる。 理事長は理事会を招集する。理事は会務を処理する。なお、理事長は必要に応じ、理事会にオブザーバーとして、奈良地域選出の日本体育学会代議員を招聘することができる。
- 第13条 幹事は理事長が委託し、会の庶務、会計に当たる。
- 第14条 顧問及び参与は体育会の功労者から理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 第15条 役員の任期は2ヵ年とする。ただし2期を限度として重任を妨げない。
- 第16条 総会及び理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。

#### 第V章 事業

- 第17条 本会の目的を達するために次の事業を行う。
  - 1. 学会の開催 2. 研究会・講演会等の開催
  - 3. 機関誌の発刊ならびにその他の出版 4. その他本会の目的に資する諸事業

### 第VI章 会 計

- 第18条 本会の会費は次の収入による。
  - 1. 会費 2. 事業収入 3. 他よりの助成金及び寄付金
- 第19条 正会員の会費は年額1,500円とし、日本体育学会の年度会費と合わせて自動振替により納入することを原則とする。ただし、本会のみに所属する者については、直接事務局に毎年4月末までに払い込むものとし、名誉会員については会費を徴収しない。2年続けて年会費を納入しなかった正会員は退会扱いとする。
- 第20条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

# 第Ⅶ章 雑 則

- 第21条 本会の事務所は総会において決定する。
- 第22条 本会の事務局を次に置く。
  - 〒632-0071 奈良県天理市田井庄町80 天理大学体育学部
- 第23条 名誉会員の資格は、本会の会長を経験した年齢70歳以上の正会員であることとする。名誉会員は、 会費を支払う義務を免除される。また、奈良体育学会における選挙権および被選挙権をもたないが、 正会員と同様に、学会大会に参加したり発表したりする権利や、会報や研究年報等を受け取る権利 を持つ。
- 第24条 本会の会則は総会の議決により変更することができる。

## 付 則

- 第1条 本会は会員の実状により日本体育学会奈良地域としての機能を果たすものとする。
- 第2条 この会の会則は昭和45年6月20日から実施する。
- 第3条 この会の会則は昭和58年4月30日から改定する。
- 第4条 この会の会則は平成3年5月11日から改定する。
- 第5条 この会の会則は平成7年5月20日から改定する。
- 第6条 この会の会則は平成9年4月12日から改定する。
- 第7条 この会の会則は平成12年4月8日から改定する。
- 第8条 この会の会則は平成19年12月1日から改定する。
- 第9条 この会の会則は平成20年4月10日から改定する。
- 第10条 この会の会則は平成22年4月20日から改定する。
- 第11条 この会の会則は平成24年5月15日から改定する。
- 第12条 この会の会則は平成26年4月21日から改定する。
- 第13条 この会の会則は平成28年4月14日から改定する。
- 第14条 この会の会則は平成30年4月23日から改定する。
- 第15条 この会の会則は令和2年5月2日から改定する。

### 奈良体育学会選挙細則

- 第1条 この細則は本会会則第7条の定めるところにより実施する選挙の規定である。
- 第2条 被選挙人及び選挙人は奈良体育学会正会員であり、選挙年度の前年までに本会正会員であることとす る。顧問、参与は対象としない。
- 第3条 選挙管理委員会は選挙年度の理事会が任に当たり、次年度の総会までに役員名簿を 作成する。
- 第4条 選挙は郵送により行い、締切日の消印をもって有効とする。 尚、同点位の場合は選挙管理委員会で調整する。

# 付 則

題1条 この細則は平成7年5月20日から実施する。

第2条 この会の細則は平成20年12月1日から改定する。

令和2·3年度 奈良体育学会(日本体育学会奈良地域)役員名簿

◆役 員 会 長:中谷敏昭(天理大学)

副会長:星野聡子(奈良女子大学)

理事長:寺田和史(天理大学)

理 事:石坂友司(奈良女子大学)

理 事: 笠次良爾(奈良教育大学)

理 事: 井上邦子(奈良教育大学)

理 事:白石 晃(天理大学)

◆会計監査 北澤太野 (天理大学)

山本大輔 (天理大学)

◆事務局 庶務幹事:寺田和史(天理大学)

会計幹事:白石 晃 (天理大学)

平成30年11月23日制定

(目的)

第1条 奈良体育学会は、学生および若手研究者の研究を奨励することを目的として、学生・若手研究奨励 賞を設ける。

(対象)

第2条 学会大会において行われた一般研究発表を審査対象とする。なお、対象者は、大学院、学部に所属 する学生・研究生の正会員、または年齢が30歳以下の正会員で、当該発表のファースト・オーサー とする。

(審杳)

- 第3条 学生・若手研究奨励賞の選考のため、審査委員4名(内 委員長1名、副委員長1名)で構成される 学生・若手研究奨励賞審査委員会を設置する。
  - 2 構成員は、理事会の互選により決定する。4人に満たない場合は、会員より選出し、理事会において承認する。
  - 3 以下の項目に当てはまる研究発表が学会大会で予定されている場合、当該の会員は審査委員になることはできない。
    - (1) その会員が共同発表者となっている研究発表
    - (2) その会員の研究室に所属している者の研究発表

#### (審査方法)

- 第4条 審査は、4名の審査委員が研究発表を以下の方法で審査する。
  - 2 審査員は、各々、第5条の審査の視点に基づき、上位3演題を選ぶ。
  - 3 得点は、第1位の研究発表を3点とし、以下2位に2点、3位に1点を与え、4名の審査委員の結果 を合計した総合得点で学生・若手研究奨励賞を選考する。
  - 4 同点により複数の研究発表が第1位になった場合、審査委員会は以下の基準により、1つの研究発表を決定する。基準は、2名以上の審査委員が当該研究発表を「第1位」としていること。
  - 5 この基準を適応しても 1 つに絞ることができない場合は、委員会の審議により 2 つの研究発表まで 選考できる。

# (審査の視点)

- 第5条 審査の視点は、以下の7項目とする
  - (1) 課題設定の独創性・新規性
  - (2) 研究目的の明確性
  - (3) 先行研究の検討の着実性
  - (4) 研究方法の妥当性
  - (5) 発表内容全体の論理性
  - (6) 研究結果の客観性・信頼性
  - (7) 今後の発展性・将来性

#### (審査結果の確定)

第6条 審査委員長は、理事会に結果と審査経過を報告し、理事会の了承をもって最終決定とする。

(授与)

第7条 奈良体育学会代表は、当該年度の奈良体育学会大会期間中に、受賞者に対して賞状を授与する。

(改廃)

第8条 本規定の改廃は、奈良体育学会理事会において決定し、奈良体育学会総会に報告する。

#### 附則

1. 本規定は平成30年11月23日より施行する。

# 「奈良体育学会研究年報」投稿規程

2020年11月21日制定

- 1. 奈良体育学会(以下「本学会」という)会則第 17 条 (3) に定められた学会誌(「奈良体育学会研究 年報」)発行の事業を行うため、この規程を設ける。
- 2. 「奈良体育学会研究年報」(以下「本誌」という) への投稿は、筆頭著者が本学会会員に限る。ただし、本学会事務局は、本学会の会員と非会員とを問わず論文を依頼することができる。
- 3. 投稿論文の書式、ページ数、図表等、その他の原稿作成にかかわる規定については、本学会発行の会報等の案内に定めるとおりとする。なお、その他の原稿作成要領については、日本体育学会「体育学研究」投稿の手引きに準ずる。
- 4. 本誌に掲載された論文の著作権の一切(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む)は、本学会に帰属又は譲渡されるものとする。ただし、論文の内容に関する責任は当該論文の著者が負う。
- 5. 論文の作成に際しては、研究対象の取り扱い等について十分な倫理的配慮が必要であり、且つ、実際に配慮した点を論文中に明記する。
- 6. この規程は、奈良体育学会総会の決議により改正することができる。

# 附則

この規程は、2020年11月21日から施行する。